


第2期 岸和田市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

・令和4年3月18日付 内閣府（子ども・子育て支援担当）より、以下の通知あり。

〈一部抜粋〉

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。）において、「法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

 以上を踏まえて

中間見直しを今年度行う理由

- ① 通知にあるように令和5年度までに中間見直しする必要性があります。また、令和5年度からは、第3期計画（令和7年度から11年度）へ取り組む必要がある。
- ② 0歳から5歳までの人口推計が、第2期計画作成時と比べて、資料2のとおり、令和2年度から令和4年度の過去3カ年の実績値において、年々乖離（減少率が高い）している状態である。
- ③ 計画時の保育所等の確保方針が、幼保再編の方針を受けて、当初から変わっている。
- ④ 令和6年度までの、第2期計画の期間中に、現在反映されていない幼保再編の前期計画が中間見直しに反映できるため。



以上を考慮したうえで、次回の会議（第27回）時に見直し（案）を提示します。